

令和2年第3回邑楽町議会定例会議事日程第5号

令和2年9月18日（金曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 請願・陳情
- 第 2 発議第2号 精神障害者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書提出について
- 第 3 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財
源の確保を求める意見書提出について
- 第 4 議員派遣の件について
- 第 5 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1番	島田時男	議員	2番	佐藤富代	議員
3番	小久保隆光	議員	4番	黒田重利	議員
5番	大賀孝訓	議員	6番	瀬山登	議員
7番	松島茂喜	議員	8番	塩井早苗	議員
9番	原義裕	議員	10番	松村潤	議員
11番	神谷長平	議員	12番	小沢泰治	議員
13番	大野貞夫	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
半田康幸	副町長
藤江利久	教育長
関口春彦	総務課長
橋本光規	企画課長
横山淳一	税務課長
松崎嘉雄	住民課長
山口哲也	安全安心課長
橋本恵子	健康福祉課長
久保田裕	子ども支援課長
吉田享史	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
小林隆	商工振興課長
齊藤順一	都市建設課長
築比地昭	会計管理者 兼会計課長
中繁正浩	学校教育課長
田中敏明	生涯学習課長

○職務のため議場に参加した者の職氏名

石	原	光	浩	事	務	局	長
内	田	知	栄	書			記

◎開議の宣告

○神谷長平議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

[午前10時00分 開議]

◎日程第1 請願・陳情

○神谷長平議長 日程第1、請願・陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

小沢泰治産業福祉常任委員長。

[小沢泰治産業福祉常任委員長登壇]

○小沢泰治産業福祉常任委員長 産業福祉常任委員会に付託された請願につきまして、審査結果を報告いたします。

請願第4号 精神障害者の交通運賃に関する請願につきましては、請願内容を妥当と認め、委員の賛成多数をもって採択と決定いたしました。

以上、報告いたします。

○神谷長平議長 請願第4号 精神障害者の交通運賃に関する請願についての委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第4号 精神障害者の交通運賃に関する請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○神谷長平議長 起立多数。

よって、請願第4号は採択と決定しました。

◎日程第2 発議第2号 精神障害者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書

提出について

○神谷長平議長 日程第2、発議第2号 精神障害者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書提出についてを議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

小沢泰治議員。

〔12番 小沢泰治議員登壇〕

○12番 小沢泰治議員 発議第2号につきまして、趣旨の説明を申し上げます。

産業福祉常任委員会に所属いたします議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣ほか関係機関に対しまして、「精神障害者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書」を提出するものであります。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

精神障害者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書

憲法第14条では「法の下での平等」をうたい、国連の障害者権利条約第4条では「この条約と両立しないいかなる行為又は慣行も差し控えること」と明記している。また、障害者基本法では、精神障害者についても身体障害者及び知的障害者と同様に「障害者」と定義している。

障害者の自立及び社会参加を促進するためには、公共交通機関等による移動が必要不可欠である。現在、身体障害者、知的障害者については鉄道、バスの運賃や高速道路の料金などの割引制度の実施により経済的負担の軽減がされているが、精神障害者は除外されている。

よって国におかれては、交通運賃等の割引制度が精神障害者についても、身体障害者、知的障害者と同等に適用されるよう、交通事業者に対し必要な措置を講ずることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容により、意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるよう、お願いいたします。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第2号 精神障害者の交通運賃割引制度の適用に関する意見書提出についてを採決

します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○神谷長平議長 起立多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出について

○神谷長平議長 日程第3、発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

松島茂喜議員。

〔7番 松島茂喜議員登壇〕

○7番 松島茂喜議員 発議第3号につきまして、趣旨の説明を申し上げます。

各議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長及び内閣総理大臣ほか関係機関に対しまして、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」を提出するものであります。

朗読をもって説明に代えさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し
地方税財源の確保を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがたくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正を確実に実現するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

このような内容により、意見書を提出するものであります。よろしくご決定くださるよう、お願いいたします。

○神谷長平議長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方
税財源の確保を求める意見書提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○神谷長平議長 起立全員。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議員派遣の件について

○神谷長平議長 日程第4、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第126条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎日程第5 閉会中の継続調査について

○神谷長平議長 日程第5、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあ
ります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神谷長平議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎町長の挨拶

○神谷長平議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、町長から発言の申し出がありますので、許可します。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 令和2年第3回邑楽町議会定例会の閉会に当たり、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

9月8日に開会された定例会は本日18日、最終日となりました。この間、人事案件として教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてをはじめ、令和2年度各会計補正予算及び令和元年度各会計歳入歳出決算について可決、認定をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問では、貴重なご意見をいただきました。今後の町づくりに生かしてまいります。

今、町では、長柄小学校、邑楽南中学校周辺を沿道商業地域と低層住宅建設区域とに分け、都市計画施策での地区計画を邑楽南地区地区計画として進めています。令和2年6月2日には、邑楽南地区生活拠点施設整備事業として、邑楽館林農業協同組合と基本協定を結び、事業推進を図ることとなりました。また、バス停留所、バスロータリー、駐車場を計画し、交通結節点の整備も進め、町民の皆様の生活利便の向上を図るよう努めているところでもあります。関係する方々の今後のご指導とご協力をお願いするものでございます。

さて、4月7日に新型コロナウイルスの緊急事態宣言が発令されて以来、宣言が解除された後も感染の拡大は続いており、新型コロナウイルス感染による日常生活の変化は様々なところで影響を及ぼしております。オンラインやテレワーク、ステイホームなど、新型コロナウイルスと一緒に耳にする聞き慣れない言葉や、今までとは違った環境の中にある不安は、人々の心の健康まで影響を及ぼしていくのではないかと心配されます。この災害とも言える新型コロナウイルス感染症が一日も早く終息し、以前の生活に戻れるよう願うばかりであります。町では、今後も新型コロナウイルス感染症に起因した経済対策や生活支援対策等、町民の皆様の生活の安定に向け、安心して生活を送れるよう取り組んでまいりたいと考えています。

結びに、議会開催中、議員各位からいただきました町づくりに対する貴重なご意見、ご提言を大切に受け止め、その実現に向けて努力をしてまいります。

9月に入り、朝晩の気温の変化を感じられる日が多くなってまいりました。議員各位には健康に十分留意され、町のため、町民のためにますますご活躍されますようご祈念申し上げ、御礼の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○神谷長平議長 以上で令和2年第3回邑楽町議会定例会を閉会します。

ご協力いただきましてありがとうございました。

[午前10時17分 閉会]